

平成26年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成27年2月6日)

1 日時

平成27年2月6日(金)

午後 1時30分 開会

午後 4時10分 閉会

2 場所

中町ビル2階大会議室

3 議事

(1) 福島県廃棄物処理計画の策定について

(2) 産業廃棄物税のあり方について

4 出席委員

石田順一郎 市川陽子(代理:八巻秀一) 河津賢澄 佐藤俊彦

清水晶紀 長林久夫 細谷寿江(代理:菊地ミドリ) 和田佳代子

(以上8名)

5 欠席委員

大迫政浩 菅野篤 崎田裕子 高荒智子 富樫恵久子 古川道郎

渡邊明 (以上7名)

6 事務局出席職員

二瓶 一般廃棄物課長

山田 産業廃棄物課長

佐々木 産業廃棄物課主幹兼副課長

鈴木 一般廃棄物課主幹 他

7 内容

(1) 開会 (司会:國井産業廃棄物課主任主査)

(2) 議事録署名人

議事に先立ち、河津部会長から議事録署名人として佐藤委員と清水委員が指名された。

(3) 議事

ア 福島県廃棄物処理計画の策定について

事務局（二瓶一般廃棄物課長及び山田産業廃棄物課長）から、資料1-1から1-3により、福島県廃棄物処理計画について説明し、以下の質疑等があった。

【石田委員】

資料1-2のNo.3の13号廃棄物について説明が丁寧になっていて良いと思うが、本文でも同じような説明を取り入れたということか。

【山田産業廃棄物課長】

本文の31ページの表4-1に注釈で説明を入れているが、施行令の言葉をそのまま使っているので、コンクリート固化物といった例示が入れられるよう検討したい。

【石田委員】

No.7について、「廃棄物処理計画の趣旨を踏まえて記載しない」という対応の書き方について、よく意味がわからないので、もう少し丁寧に書くことはできないか。

【山田産業廃棄物課長】

廃棄物処理計画が県内の廃棄物の基本的な計画を示すものであるため、個別事業の評価や検討結果について記載することは難しいというのが趣旨である。各種補助事業の検証等については、現地調査の実施や事業者の実績報告、事業内容の見直し等を適宜行い、効果的に構築していく考え方を示したいと思う。わかりにくいということであれば、考え方について丁寧に説明したい。

【河津部会長】

「計画の中には記載しませんが、」等の表現であれば良いと思うが、パブリックコメントの回答は最終的には公表されるので、丁寧にコメントをだしていただければと思う。

【山田産業廃棄物課長】

事業等を進める中で、費用対効果などは重要であるし、進捗状況・進捗管理などの趣旨も含めて答えるように検討したい。

【石田委員】

資料1-3の1について、「いくつかの自治体に対して行ったヒアリング調査の結果などから判断」とあるが、「いくつかの」という書き方に違和感がある。判断を出すためのものであれば、代表性があるものを調べて報告するのならばいいが、「いくつか」は全体に対してのどういうものを選んだのかわかりにくいので、丁寧に書いた方がいいと思う。

【二瓶一般廃棄物課長】

代表性という指摘があったが、県全体の震災により増加した量とヒアリングを行った4市町村の増加した量がほぼ一致している。他の市町村の増減もあるため、この市町村だけがすべての要因ではないが、代表性という意味ではこの4市町村のヒアリングで状況はつかめるものと捉えている。

【和田委員】

資料1-1の8ページに、資源化量の説明があるが、読み方によっては誤解を生じるのではないかと感じた。直接再生量と中間処理後再生量と集団回収の合計が再資源化量となると思うが、書き方を工夫できればいいと思う。

10ページの市町村別のごみ排出量、リサイクル率等の表があり、リサイクル率を計算してみたところ、違っている部分があった。例えば、伊達市の場合、この表のごみ本来の排出量と資源化量でリサイクル率を計算すると13.8%になり、記載されている12.5%よりも高くなる。

45ページについて、南相馬市からの意見でもあったが、汚染廃棄物の8,000Bq/kgという線引きされているのはわかるが、例えば二次処理や、自然減衰で8,000Bq/kg以下となった場合も考えられるが、どの時点の測定値で判断するのか教えてほしい。

【二瓶一般廃棄物課長】

資源化について、数字を含めて精査したい。

8,000Bq/kgの指定廃棄物については、省令の中で数値が定められているが、指定廃棄物になるかは実際に指定を受けて初めて指定廃棄物となる。必ずしも測定時に8,000Bq/kgを上回っているからといって、すぐ指定廃棄物になるかというところではない。委員の御指摘のように、中間処理をすることによって線量が下がったり、自然減衰で下がったりといったものは指定廃棄物にならない。あくまで基準であって、指定廃棄物になる時期は変わる。指定廃棄物になれば、その後下がっても指定廃棄物でなくなるということはない。処理する際、利用する際ということで

判断する。

【和田委員】

一度指定廃棄物になれば、下がってもそのままの扱いということか。

【二瓶一般廃棄物課長】

そのとおりである。

【佐藤委員】

3ページの27行目、事業系ごみが22万2千トンとなっているが、市町村や一部事務組合から上がってきたものなのか、アンケートによる数値なのか教えてほしい。

【二瓶一般廃棄物課長】

各市町村に対して調査を行っているので、市町村から出てきた数値である。

【佐藤委員】

14ページの15行目「それぞれの管轄区域ごとに算定する必要があるありますが、仮に県全体として算定すると、平成24年度末における残余年数は、平成24年度の最終処分量の実績を基に、約14.2年と推定されます」とあるが、震災がなかったとすればどうなのか、震災によってどれだけ少なくなったのか、会津、中通り、浜通りといった方部ごとに見た場合はどうなのか教えてほしい。

【二瓶一般廃棄物課長】

震災の影響については、片づけごみの影響による排出量の増加や、汚染された焼却灰の一時保管による埋立量に回っていないものによる影響の減少が考えられるが、差し引きについてはとっていないため、評価はできていない。震災の影響がプラスかマイナスかは今の時点で答えられない。

方部別にとった場合はここには示していないが、多い少ないがあるので、県全体では14年となっている。

【河津部会長】

廃棄物調査等の公表されているデータを見ることで、方部別のデータは見ることにはできないか。

【二瓶一般廃棄物課長】

調査は環境省で取りまとめているものがあるが、方部別についてはそれで見ることができる。

【河津部会長】

残余年数を出す場合に残余容量を処分量で割っている。保管量と処分量を合わせたもので割れば、保管量の影響を見ることができるのではないか。

【二瓶一般廃棄物課長】

そのとおりである。

【佐藤委員】

26 ページ 27 行目、事業者の役割の中で廃棄物の発生抑制となっているが、事業者自らの責任というのを明確にしてほしい。「事業者自らの責任において、廃棄物の発生抑制」等にすれば明確になると思うがいかがか。

【二瓶一般廃棄物課長】

ここは事業者の役割ということで事業者に焦点を絞って書かれている。そのため、事業者の責任としてという趣旨は含まれている。

【河津部会長】

「4 関係者の役割」の「(2) 事業者の役割」の中に入っているので、あえて書かないということなのだろうが、そこを強調するかしないかということについては検討してほしい。

【佐藤委員】

29 ページの 10 行目「放射性物質による汚染の影響により処分されずに保管されている産業廃棄物が 4 万 7 千トン」となっているが、どのような処分を考えているのか。

処分されずに保管されているものが 4 万 7 千トンあるということだが、処分場内に保管されているのか、どこかに保管されているのか。

【山田産業廃棄物課長】

8,000Bq/kg を超えたものについては指定を受けて指定廃棄物になり、事業者がガイドライン等に従い保管している。8,000Bq/kg 以下であれば通常の産業廃棄物と同じように処理のシステムに入るが、今現在放射性

物質の汚染の影響により保管をせざるを得ないという状況にある。そういったものを通常の処理システムに戻すよう取り組んでいかなければならない。

【佐藤委員】

現在、放射性物質に汚染された廃棄物が事業所の中にあるということか、最終処分場内にあるということか。

【山田産業廃棄物課長】

指定廃棄物であれば事業者が保管する場合もあれば、中間処理の段階で保管する場合もあると思う。

【河津部会長】

具体的には8,000Bq/kg以上ということか。

【山田産業廃棄物課長】

8,000Bq/kg以上のものは廃棄物処理計画では対象としていない。
4万7千トンの保管されている廃棄物は8,000Bq/kg以下である。

【河津部会長】

意味合いとしては周りの住民の考え方により、処分できないというものが保管されているということによろしいか。

【山田産業廃棄物課長】

そういうことになる。8,000Bq/kg以下であっても最終処分までの道筋が、震災前の状態に戻るといったところまでは至らない。

【河津部会長】

聞きたかったことは、県としてどのように指導をするのかといったことだと思う。事業者の主体性に任せるのか、県として何らかの方針をもって対処していくのか。

【山田産業廃棄物課長】

放射性物質に汚染された8,000Bq/kg以上、以下のものも含め処理・処分が進まないなかには、放射性物質を含むものの処理・処分に対する施設周辺の住民の理解が得られないというのが大きい。放射性物質を含むものの処分に対して、理解を促進する施策や取組を続けていかなければならない。

【佐藤委員】

34 ページ 22 行目「最終処分率は目標値を達成できない見込みです」とあるが、最終処分率というのは最終処分量を排出量で割って出しているということか。

【山田産業廃棄物課長】

そのとおりである。最終処分率を平成 27 年度には 8 %以下にすることを目標として取組を行ってきたが、予測値では 10%となっており達成できない見込みとなっている。

【佐藤委員】

単純に 1 割ということでもいいか。

【山田産業廃棄物課長】

そのとおりである。

【佐藤委員】

35 ページ 33 行目「平成 32 年度末における残余年数は管理型で 7.8 年、安定型で 8.2 年となっており、県内における産業廃棄物の適正処理は当分維持できる状況にあります。残余年数を安定的に確保していくため、さらに産業廃棄物の排出抑制の推進に努めるとともに、循環型社会形成の観点から再生利用の推進に努めていきます」とあるが、東日本大震災の影響でこのようになったのか。

会津、中通り、浜通りといった地域ごとの数値は分からないか。

国の方針では平成 27 年度で残余年数 10 年程度とされているが、平成 32 年度の予測では 10 年を下回っていることについて県としてはどう考えるか。

【山田産業廃棄物課長】

計画の目標年度において管理型で 7.8 年、安定型で 8.2 年という状況になっている。

方部別ということだが、方部別に産業廃棄物の処分場が設置されているわけではなく、処分先も自分の区域内ではなく動きうる。

平成 32 年度末においても国の方針の 10 年を目安にしているが、まだ国の新たな方針が示されていない。残余年数が少なくなっていく中で排出抑制や再生利用の推進に努めていく必要がある。

【佐藤委員】

41 ページ 6 行目「処理施設の環境負荷低減に向け、環境性能診断等を受けるなど」とあるが、環境性能診断とはどういったものか。

【事務局（産業廃棄物課）】

熱回収認定施設やCO₂の排出抑制に考慮した熱回収認定システムの認定制度とは別に、環境負荷がどれだけあるのかという性能評価を想定している。熱回収認定制度はハードルが高いため、それよりは緩和されたものでCO₂の排出削減などを想定している。

【河津部会長】

具体的な制度としては何かあるか。一般的に言われている環境性能診断ということか。

【事務局（産業廃棄物課）】

法的なものではない。一般的な環境性能診断ということである。

【佐藤委員】

現に業界で診断をしているところはあるのか。

【事務局（産業廃棄物課）】

CO₂削減量を計算したいという業者が昔いたが、今は事業をしていない。熱回収の回収効率といった国の基準が厳しくハードルが高いため、一般的な環境性能診断ということで記載している。

【佐藤委員】

業を行う中で、環境性能診断を受けなければならないということではないということか。

【事務局（産業廃棄物課）】

そのとおりである。

【佐藤委員】

45 ページ 12 行目「こうしたことから、県では 8,000Bq/kg 以下の廃棄物について、処理を加速化させるため、次に掲げる必要な施策を講じていきます」ということで、9 つ挙げられているが入れてもらいたいものがある。

最終処分場の確保が市町村においても課題となっていることから具体

的な施策を示す必要があるのではないかと思う。

また、除染廃棄物の取扱いについて、県と市町村が関わる方針は何か。除染廃棄物については別枠とは聞いているが、業界からはこういった話があった。

対策地域内廃棄物について、国がやるとは言っているが、県としてどう考えているか。

【二瓶一般廃棄物課長】

処理施設の確保は重要であり、汚染された廃棄物についても処理施設を確保していかないと処理が進まない。

前回案では処理施設の確保に取り組むと述べられていた。処理施設確保について役割分担しながら努めていくという考えで記載していたものだが、一部の市町村から処理施設の確保というのは県が施設を作るのかという意見があったため、今回の案の表現に修正した。委員の意見を踏まえて検討する。

除染廃棄物については放射性物質汚染対処特措法の対象であり、廃棄物処理法に基づく処理計画には記載しないということで御了承願いたい。

【山田産業廃棄物課長】

対策地域内で発生した廃棄物について、対策地域内廃棄物に該当すれば国に処理責任がある。ただし、平成24年4月の省令改正に伴い対策地域内廃棄物に該当しないものについては通常の産業廃棄物として処理することになる。先ほどの話のとおり、通常の処分ができるということになっても放射性物質の汚染により一時保管をせざるを得なくなる場合がある。最終処分の道筋をいかに作っていくかということが課題となる。住民や周辺市町村の理解の促進の取組を続けていかなければならない。

【佐藤委員】

49 ページ 27 行目、県外廃棄物の搬入割合 20%以下について、おそらくこの話のできたのは昭和の最後か平成元年頃ではないかと思うが、27、28 年位前だと県外の廃棄物をどんどん入れていた時期があり、県外のものには有害物であるとか、県外のものが入らないようにはどうすればいいかということから、この 20%という数字ができたという理解している。

この 20%について削れないかということの話を出しており、以前に目標値として 20%という数値を記載しているという話も聞いているが、どうしても 20%という数値が独り歩きしていることがみられる。

目標として掲げていることがいいのかどうか、20%に固執しなければならぬのか教えてほしい。

【山田産業廃棄物課長】

20%の件については前回も出ていたが、20%以下というのは数回前の廃棄物処理計画で示された数値である。当時も含めて県内と県外の搬入状況から20%という数値を出して県全体の目標として考えてきたところである。

20%についてどう考えていくかについては、増やすべき、撤廃してもいいのではないかという意見も踏まえながら、県全体として産業廃棄物処分場の適正な残余年数の確保も含めて考えていくなかで、事業者のことも考えていくと今回示したような考え方で次の計画としたいと考えている。

【河津部会長】

20%については前から議論があるが、他の委員の方から何か意見があればいただきたい。業者の考え方、県民の考え方、作った当時の状況も踏まえ、見直しや議論の時期になっていると思う。今ここですぐに結論というのは難しいが、他の委員から何か意見があればいただきたい。

【長林委員】

20%については環境審議会でも議論してきたと思うが、決まった当時から6、7年くらい経っているかと思う。一度全体の推移を示してもらって再度検討する時期になっているかと思う。ただし、残余年数の確保のため20%と決めるのもよいが、その数値が業者を苦しめるようでは廃棄物の処理が立ち行かない。そのため、事業者の育成をしっかりと盛る必要がある。

45～46 ページで研究や取組が挙げられているが、市町村や関係機関等と連携しながら適正な処理の促進に取り組んでいくことや、原発事故について役割分担し、連携して解決することなど、これから研究等を通して取り組むことが書かれている。ここにはないが、事業者を育成し協力していくことが必要なのではないかと思う。計画が規制だけで終わらないで、民間の力を借りながら福島復興を果たすということ盛り込むことを検討してほしい。

【佐藤委員】

前回もお話ししたが、平成22年度に行われた国の廃棄物処理制度の専門委員会報告書の中で、県外廃棄物の流入規制については内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体との対話を通じて撤廃又は緩和を働きか

けることが必要とあるので検討してほしい。

【河津部会長】

20%については、今年度中に議論してというのはタイトなので、下線部の表現について前から比べると緩和した表現になっているが、何か加えられないか検討することと、次の処理計画策定までの課題として考えてほしい。部会としてやるかは別として、内部で検討してほしい。

【石田委員】

目標値の意味合いもあるが、数値化できるものについては何をターゲットとして進めていくかが必要となる。何もなくては施策の展開もできないが、目標値を定めたことによって拘束力がでて、そのバランスをどう考えるかが必要と思う。

目標を超えればなぜ超えたのかという振り返りを通じて、考え方のポイントになると思うので、目標値は目標値としてあった方がいいと思う。

取扱や考え方は出てきた事実を踏まえて全体として考えていくのが大事と思う。

【河津部会長】

いろいろな方向から検討していかなければならないと思う。目標値を入れるか入れないか、入れた場合どうするのか、どこまで絞り込むか、状況によって違うと思うので一概にどうとは言えないので精査が必要と思う。検討事項としては考える時期に来ているのではないかと思う。搬入割合の20%がどうというよりも現状がどうなっているのか精査が必要と思うので、取扱も含めて検討してほしい。

【石田委員】

1 ページの 40 行目で前は減量化だったのが排出抑制となり、次のページでは、国が策定した「廃棄物の減量」となっており、なぜ表現を変えたのか教えてほしい。

【山田産業廃棄物課長】

市町村からの意見で、中間処理による減量化と混同されることがあったので減量化を排出抑制と修正したが、委員の意見も踏まえ、「排出抑制等による減量や適正処理」のように修正したいと考えている。

【河津部会長】

48 ページの波線部については、状況に応じて変えるということによる

しいか。

【山田産業廃棄物課長】

法案の状況を見て文言は修正させていただく。

【河津部会長】

51 ページの目標について、数字はあるが、以下とか以上がないのでわかりやすくしてほしい。

【二瓶一般廃棄物課長】

51 ページについても本文と同様に、以下とか以上を加えて修正する。

先ほどの和田委員からの御質問を取り違えていたことが考えられるので、再度御回答したい。8 ページの資源化について、資源化量は、行政が回収して直接資源化されたものと中間処理後に資源化されたものと、それに集団回収を合わせたものとなっている。数字については精査する。

(※リサイクル率が違っているのではという指摘については、リサイクル率は表中の「ごみ排出量」ではなく表には示していない「ごみ処理量」から算出するため、表中の数値で計算すると数値が合わない。和田委員へは後刻その旨を御説明し了承を得た。)

【河津部会長】

事業者がやったものは図3-4の注2)にあるように、行政を介せずに資源化量に含まれないということか。

【二瓶一般廃棄物課長】

民間ベースのものを資源化量等を含めるかについては、全国的な一般廃棄物実態調査にも関わるので検討する必要がある。

【河津部会長】

他、よろしいか。

今回の審議した案件については第2部会からの報告として全体会に上げることになるが、今日いただいた御意見等を踏まえての修正については事務局と調整しながら、部会長に一任していただくということによろしいか。

【委員】

異議なし。

【河津部会長】

事務局と調整しながら最終的な全体会への報告としたいと思う。

これをもって「福島県廃棄物処理計画の策定について」の議題については審議を終了する。

イ 産業廃棄物税のあり方について

事務局（山田産業廃棄物課長）から、資料2-1から2-3により、産業廃棄物税のあり方について説明し、以下の質疑等があった。

【石田委員】

17ページについて、県民理解の促進、環境教育・学習の振興ということで平成22年度まで色々な事業を続けていたのが、東日本大震災があり、子供たちを外で遊ばせたくないという観点で予算を0にしたのかと思った。他の事業に振り替えて現在も継続しているということだが、放射線が怖いという形で外に出ないということではなく、除染が進んでいるところや線量がかなり低いところもあるので、野外活動の事業について、再開してはどうか。他の事業でやっているならいいが。

これは産業廃棄物税を使っただけの事業ということやってきたという訳だが、平成23年度から予算を切り替えたというのはどういうことからか。他のところから支出しているという話だったが。

【山田産業廃棄物課長】

産業廃棄物税を充当した事業について、事業の目的を達成したため終了したものや、統合する中で産業廃棄物税を充当した事業に統合する場合、または別な予算を使って継続する事業もあり、方法は様々。県民理解促進等の事業要望があれば、産業廃棄物税の目的に適合しているかを判断し、充当事業としている。これらを含め、環境創造センターなどにも県内の子供をはじめとした各教育の展示設備等も予定されており、そういった事業に産業廃棄物税を充当させていただいている。

【石田委員】

平成23年度からの基金残高や東日本大震災の影響により予算を0にしたのかと思ったので質問した。

【河津部会長】

決して事業自体がなくなっているとか必要性がないとかそういうことではなく、当然必要な事業は産業廃棄物税充当事業として挙がっている

ということだと思ふ。

【和田委員】

用語について確認させていただきたい。資料2-3で配られた「2 処理の流れ」の中に一般廃棄物の「燃え殻」、併せ産廃の「燃え殻」とあるが、一般廃棄物の場合は「主灰」、「飛灰」ともあわせて「焼却灰」と廃棄物処理計画の中で出ていて、産業廃棄物の場合は「燃え殻」、「ばいじん」となっているが、これの使い分けは何か決まりがあるのか。

【事務局（産業廃棄物課）】

特に使い分けが決まっているわけではないが、どちらかというとなら産業廃棄物の使い方としては「燃え殻」、一般廃棄物の場合は「主灰」、集じん機で集めるものが「飛灰」という使い分けをしている。

産業廃棄物は「燃え殻」、「ばいじん」という使い方をして、全体的に幅広いのが「燃え殻」だと思っている。「主灰」というのは狭い意味で使われることが多い。

【和田委員】

「焼却灰」と「燃え殻」と同じような意味で使っているということではよいか。

【事務局（産業廃棄物課）】

ほぼそのとおり。

【佐藤委員】

1つ目。6ページの表6「産業廃棄物税の推移」で、④の繰越事業積立等が1,500万円ある。注意書きで「平成22年度は東日本大震災による繰越事業の執行残積立額」とあるが、どういう理解をすればよいか。東日本大震災は3月11日だったと思うが。

【山田産業廃棄物課長】

年度内で事業を執行する予定であったが、東日本大震災の影響で執行出来なかった事業の一部を繰り越した、ということで御理解いただきたい。

【佐藤委員】

次に、7ページの表8「目的別の事業充当額と事業数」だが、「不法投棄の未然防止」が充当額の大きい事業になっているが、これを続けて

いくことが必要なのか。産業廃棄物税制度の目的に適正処理の促進も含まれているので、そちらに充当するのはどうか。

【山田産業廃棄物課長】

今後の産業廃棄物税のあり方について色々と御意見をいただいているが、これまで産業廃棄物税をこういった事業に充ててきて、それが結局、産業廃棄物の排出抑制等に一定の効果があるということで、産業廃棄物税制度を引き続き維持するという事になれば、当然目的に合った事業を実施していく。

お話にあったとおり産業廃棄物の排出抑制、再生利用等、産業廃棄物税の目的に合っている事業であれば、事業の追加や内容の変更などできるので、いろいろな御意見を伺いながら今後、更に検討していきたい。

【佐藤委員】

次に、8ページ、産業廃棄物排出量の抑制の「産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業」だが、排出事業者に対しては、15事業者に約2億3,800万円の補助金を交付しており、1事業者平均すると約1,600万円になっている。

一方、我々産業廃棄物処理業者が対象とされる高度処理技術導入等のための調査研究は金額が低い。2事業者に対して約450万円、1事業者平均すると約200万円しか交付されていない。交付額総額で53倍位になる。大変な金額の差である。

中間処理業者も納税義務者なので排出事業者と同じように扱っていただいて、中間処理施設に対する交付金額をある程度同じ金額まで上げていただくとよい。その辺も今後、検討いただければと思う。

【山田産業廃棄物課長】

調査研究については、1事業者300万円という限度額があり、実際はそこまでかからなかったということで約450万円の実績額となっているが、最近、調査研究の要望・計画がほとんど挙がってきていないという状況もあり、実績額が低くなっている。ただ、排出事業者に対する補助は施設整備なので、補助率3分の2や2分の1で1,000万円単位の補助額になるため非常に大きな差があるように見える。

今のような状況も踏まえて、事業の内容については、今後検討していく必要があるかと思う。

【佐藤委員】

中間処理業者も排出事業者と同様に、ある程度の金額まで考えていた

だけるという理解をしてよいか。

【山田産業廃棄物課長】

産業廃棄物排出抑制の施設整備事業という形で支援策を設けているが、排出事業者、中間処理業者、最終処分場等も含め、どのような形で支援とか産業廃棄物税の目的に合った事業が展開できるか考えていきたい。

【佐藤委員】

よろしく願います。

【石田委員】

資料2-1の6～7ページに表6、7があるが、産業廃棄物税は特別徴収義務者、自社処分事業者、特例納付事業者から徴収するのか。

【山田産業廃棄物課長】

産業廃棄物税を納入してもらうときは特別徴収義務者が県に代わって排出事業者から税を徴収し、県に納めてもらう。自社処分事業者や特例納付事業者は自分で申告納付する。産業廃棄物税は産業廃棄物最終処分場への搬入という観点で課税しているものなので、その中で徴収の形が異なってくるということになる。そういう意味で区分をしている。

【石田委員】

3つの区分があって、実際に(3)の説明の中では自社処分事業者と特例納付事業者の説明しかないが、特別徴収義務者というのはどういう者か。

【山田産業廃棄物課長】

特別徴収義務者については、6ページの3(1)「申告納入・申告納付の状況」で県内の特別徴収義務者数が22、施設数25と記載されており、産業廃棄物最終処分場の事業者が排出事業者から県に代わって税を徴収する者。

2ページに「税の仕組み図」があり、排出事業者で自社処分する事業者は申告納付。排出事業者、中間処理業者が最終処分業者に処理委託するときには、最終処分業者が特別徴収義務者になる。特別徴収義務者には県に代わって徴収した産業廃棄物税を県に納入してもらう。排出事業者から預かって県に納めると考えてもらえばよい。

【石田委員】

特例を受ける対象には特別徴収義務者は入らないのか。

【山田産業廃棄物課長】

特例を受けるのは自社最終処分をしている排出事業者、年間1万トンを超える産業廃棄物の排出事業者。自社最終処分をするときに半分に減らすとか、年間1万トンを超える部分を半分に減らすというのが特例という形。

産業廃棄物税を軽減する事業者を特例納付事業者としている。

【石田委員】

標題が「課税の特例の状況」であるが、表7には課税の特例の対象には入っていない特別徴収義務者が入っている。

【山田産業廃棄物課長】

産業廃棄物税全体の観点から特別徴収義務者を入れた方がよいと考えていたが、御指摘があったので、わかりやすく修正したい。

【河津部会長】

資料2-2の中で、意見聴取では前向きな回答が出ているが、一方で別紙の意識調査を見ると、「特に促進されなかった」とか、あまり評価されないような意識調査結果が出ている。排出事業者の中でも色々な規模があって、排出量が多いところでは当然税額が高くなるので意識が高くなるのだと思うが、全部一緒にされていると、むしろ後ろ向きな回答ととれてしまう。もうちょっと工夫ができないか。すぐにはできないだろうが、例えば排出量ごとに意識調査をしてみると少し実態が見えるのではないか。「特に促進はされなかった」とか、「ほとんど影響はなかった」とか、評価されていないイメージを受けるので、工夫した方がよい。

【山田産業廃棄物課長】

意識調査の設問①や設問③で「特に促進はされなかった」等以外の意見も一定の割合はある。ただ、平成18年4月の導入から年数が経って意識はやや薄れていると言う話も、意見聴取の中では実際にある。意識調査も、平成24年度に実施したもので、導入から5年6年経ってきてそういうこともあると思うので、今後、意識調査を行うときには内容、方法について考えたい。

【河津部会長】

工夫して評価してみると、前向きにとらえるデータがある感じはする。

実際、産業廃棄物税を使いながら色々な施策もやって、減量化だとかが進んでいるのは間違いないと思う。そういう意味では、あまりデータを見て後ろ向きなデータが出てくるというのはいかがなものかと感じたので、少しその辺を工夫していただければと思う。

【山田産業廃棄物課長】

工夫していきたい。

【河津部会長】

今回はこれで結論ということではなく、次にまた案ができて部会でもう一度議論ということになるか。

【山田産業廃棄物課長】

今回、中間とりまとめ素案という形で示したが、次回、3月下旬に予定している環境審議会の時に中間とりまとめ案という形でご覧いただきたい。その案を地方税制等検討会に示すということを考えている。

【河津部会長】

確認だが、これは全体会に報告は特に考えていないのか。

【山田産業廃棄物課長】

前に御説明したとおり、第2部会で検討したものを中間とりまとめとして、それをパブリックコメントや地方税制等検討会に示して、その後、最終的な段階で全体会に諮りたい。

(4) その他

特になし。

(5) 閉会